

第 1 回 みよし市特別職報酬等審議会次第

日 時：令和元年11月21日（木）

午後2時から午後4時まで

場 所：みよし市役所3階研修室4

1 会長選出

2 会長あいさつ

3 諮 問

4 審 議

5 その他

※ 次回開催予定日 令和元年12月17日（火）午後2時から

第1回みよし市特別職報酬等審議会資料

資料1	みよし市特別職等給料・報酬の改定状況	1
資料2	愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況	2
資料3	愛知県各市財政比較一覧表（平成30年度決算額 普通会計）	3
資料4	愛知県各市財政比較一覧表（財政健全化指標）	4
資料5	用語について	5
資料6	市長、副市長、教育長並びに議会、議長、副議長及び議員の職務	6
資料7	給与勧告の骨子（人事院勧告の内容）	7
資料8	人事院勧告と給料の改定状況	8
資料9	愛知県下各市特別職、議員報酬一覧表	9
資料10	愛知県下各市特別職、議員支給総額試算一覧	10
資料11	議会の活動状況	11
資料12	近隣市町の議会委員会等行政調査費の状況	12
資料13	みよし市議会政務活動費	13
資料14-1	みよし市議会における最近のうごき（平成29、30年度）	14
資料14-2	みよし市議会における最近のうごき（令和元年度）及び議案審議件数、 委員会開催状況	15
資料15	平成30年度決算でみる議員報酬の費用の比較	16

(参考)

資料16	平成29年度みよし市特別職報酬等審議会の答申（写）	17～18
------	---------------------------	-------

みよし市特別職等 給料・報酬の改定状況

(単位:千円)

年度	報酬審の開催状況	改定内容・時期	市長	副市長	教育長	議長	副議長	委員長	議員	人勤率	みよし市実施状況	
19年度	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層限定 0.35%	若年層限定 0.35%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
20年度	開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
21年度	開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層除く △0.22%	若年層除く △0.22%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
22年度	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	中高年齢層 △0.19%	中高年齢層 △0.19%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
23年度	開催	H24.4.1	改定額	931	768	697	452	349	318	308	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%
		(議員)	増減額	0	0	0	0	0	0	0		
		H25.4.1	増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
24年度	未開催	—	改定額	923	761	691	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	△8	△7	△6	0	0	0	0		
			増減率	△0.86%	△0.91%	△0.86%	0%	0%	0%	0%		
25年度	開催	—	改定額	923	761	691	496	383	349	338	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	44	34	31	30		
			増減率	0%	0%	0%	9.73%	9.73%	9.73%	9.73%		
26年度	開催	H27.4.1	改定額	923	761	691	496	383	349	338	若年層中心に 0.30%	若年層中心に 0.30%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
27年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.40%	若年層中心に 0.40%
			増減額	0	0	0	0	42	38	37		
			増減率	0%	0%	0%	0%	10.97%	10.89%	10.95%		
28年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.20%	若年層中心に 0.20%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
29年度	開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.20%	若年層中心に 0.20%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
30年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.20%	若年層中心に 0.20%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
令和元年度	開催	—	改定額								若年層限定 0.10%	若年層限定 0.10%
			増減額									
			増減率									

※ ただし、平成21年4月から正副市長はそれぞれ5万円、3万円を特例条例で減額。(平成24年3月まで) 議会議員については、平成21年度のみ特例条例で減額(議長5%、副議長3%、委員長・議員2.5%)

(参考)みよし市議会議員数の推移

資料 1

年度	議員 条例定数	議員数	改選時
19年度	20	20	H19.4.30
20年度	20	20	
21年度	20	19	(22.1.4 市制施行)
22年度	20	19	
23年度	20	20	H23.4.30
24年度	20	20	
25年度	20	20	
26年度	20	20	
27年度	20	20	H27.4.30
28年度	20	20	
29年度	20	20	
30年度	20	20	
令和元年度	20	20	H31.4.30

↓(参考) 本審議会 答申内容

<H21年度>
議長 498千円(+46千円)
副議長 429千円(+80千円)
委員長 411千円(+93千円)
議員 399千円(+91千円)
※適用には至らず

<H23年度>
市長 923千円(△8千円)
副市長 761千円(△7千円)
議長 496千円(+44千円)
副議長 383千円(+34千円)
委員長 349千円(+31千円)

<H25年度>
副議長、議員の額を10%程度引き上げが適当
平成27年4月からが適当

<H26年度>
副議長、委員長、議員の額を10%程度引き上げが適当

<H29年度>
答申
議長 501千円(+5千円)
副議長 429千円(+4千円)
委員長 387千円(+4千円)
議員 379千円(+4千円)

議案
議長 501千円(+5千円)
副議長 429千円(+4千円)
委員長 区分削除
議員 400千円(+25千円)

※適用には至らず

※条例定数、議員数は「みよしの統計」より

愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況

資料 2

番号	自治体名	特別職報酬等審議会の開催頻度	特別職報酬等審議会の任期	令和元年度の特別職報酬等審議会の開催予定
01	名古屋市	隔年開催	2年。ただし、再任可能。	審議中 令和元年7月～
02	豊橋市	毎年開催	2年	開催予定 令和元年10月頃
03	岡崎市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて そうでない場合もある。	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
04	一宮市	その他	不定期	諮問にかかる審議を終え答申を行った日 の翌日をもって解任される。 開催予定 令和元年11月頃
05	瀬戸市	毎年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和2年1月頃
06	半田市	毎年開催	2年	開催予定 令和元年11月頃
07	春日井市	毎年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月19日開催予定
08	豊川市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
09	津島市	毎年開催	2年	開催予定 令和2年1月頃
10	碧南市	その他	必要に応じて開催(現在、審議会 は組織していません)	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
11	刈谷市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
12	豊田市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
13	安城市	その他	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
14	西尾市	その他	概ね3年に1回	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
15	蒲郡市	その他	平成21年度実施(計3回)	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
16	犬山市	その他	原則隔年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月～
17	常滑市	毎年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月～
18	江南市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月～
19	小牧市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年12月～
20	稲沢市	その他	不定期	2年 開催予定 令和元年12月～
21	新城市	その他	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
22	東海市	毎年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年12月～
23	大府市	毎年開催	2年	審議中 令和元年10月～
24	知多市	毎年開催	2か月程度	開催予定 令和元年12月～
25	知立市	その他	議員報酬および特別職の給料額を 審議する際に開催する。	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
26	尾張旭市	その他	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年12月～
27	高浜市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定
28	岩倉市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和2年1月頃
29	豊明市	その他	人事院勧告で指定職俸給表の改 定があった場合	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
30	日進市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
31	田原市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
32	愛西市	その他	必要都度(5年に1度を目安に)	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 審議中 令和元年9月～
33	清須市	その他	必要の都度開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
34	北名古屋	毎年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月～
35	弥富市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定なし
36	みよし市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて 開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 審議中 令和元年11月～
37	あま市	隔年開催	2年	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 審議中 令和元年10月～
38	長久手市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任 される。 開催予定 令和元年11月～

愛知県各市財政比較一覧表（平成30年度決算額 普通会計）

資料 3

市名	類似団体	人口		H27年国調面積		人口密度		歳入総額		市税額		市民税額		市民税額(法人)		歳出総額		人件費		人件費のうち職員給		一般職員数		職員1人当りの人口		ラスパイレズ指数		財政力指数	
		H31.1.1現在	順位	面積(km ²)	順位	H31.1.1人口	H27年国調面積	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	人数(人)	順位	人数(人)	順位	数値	順位	数値	順位
豊橋市	中核市	377,303	4	261.86	4	1,441	25	130,755,946	2	65,381,174	3	28,248,205	3	5,045,666	4	127,557,619	2	20,213,877	3	13,299,466	3	2,079	4	181.5	5	99.7	20	0.99	15
岡崎市	中核市	387,842	2	387.20	3	1,002	31	127,072,963	3	70,480,482	2	32,279,145	2	5,402,757	2	121,332,885	3	20,270,197	2	14,307,904	2	2,379	2	163.0	15	101.5	5	1.03	13
一宮市	施行特例市	385,609	3	113.82	8	3,388	7	117,945,410	4	50,378,182	5	24,116,400	4	2,854,714	10	115,202,350	4	17,208,867	4	12,684,161	4	2,262	3	170.5	12	100.9	10	0.84	31
瀬戸市	Ⅲ-2	129,754	12	111.40	9	1,165	27	38,889,503	14	18,556,431	15	8,867,660	17	1,402,795	18	37,194,510	13	5,759,266	14	4,099,587	13	664	14	195.4	2	100.1	13	0.88	29
半田市	Ⅲ-2	119,897	13	47.42	20	2,528	17	39,051,647	13	23,541,390	12	10,160,727	11	2,014,413	15	37,133,860	14	5,309,020	17	3,657,096	16	651	17	184.2	4	99.2	23	0.98	17
春日井市	施行特例市	312,007	5	92.78	10	3,363	8	98,007,733	5	51,702,834	4	22,757,792	5	3,122,498	9	95,855,707	5	14,007,235	5	9,883,403	5	1,818	5	171.6	11	101.1	9	0.98	19
豊川市	Ⅳ-2	186,454	7	161.14	7	1,157	28	65,755,239	7	29,258,985	10	12,432,806	10	1,835,758	16	62,705,093	7	10,091,118	6	6,833,838	6	1,061	7	175.7	9	102.2	1	0.87	30
津島市	Ⅱ-2	62,734	29	25.09	29	2,500	18	20,634,609	33	8,715,093	33	4,039,429	31	668,977	27	19,646,937	33	3,477,139	30	2,413,930	27	391	32	160.4	17	94.1	36	0.77	34
碧南市	Ⅱ-2	73,083	24	36.68	23	1,992	21	30,139,280	19	18,326,721	16	7,720,211	19	2,829,298	11	27,982,634	19	3,677,739	26	2,559,390	25	416	31	175.7	10	98.4	28	1.25	6
刈谷市	Ⅳ-2	151,778	10	50.39	18	3,012	11	64,101,087	8	37,679,116	7	17,745,377	7	5,389,333	3	58,975,775	8	7,599,272	9	5,496,464	9	851	12	178.4	7	99.9	19	1.36	3
豊田市	中核市	425,755	1	918.32	1	464	35	193,134,440	1	116,680,140	1	65,371,968	1	33,069,169	1	178,004,460	1	29,377,285	1	18,407,525	1	3,043	1	139.9	29	100.1	13	1.47	1
安城市	Ⅳ-2	189,157	6	86.05	11	2,198	20	73,747,526	6	40,392,711	6	18,385,098	6	4,489,417	7	66,363,892	6	8,713,124	8	6,027,036	8	983	8	192.4	3	98.8	24	1.29	4
西尾市	Ⅳ-2	172,278	8	161.22	6	1,069	29	55,663,707	10	31,701,896	9	13,473,289	9	2,316,882	14	53,907,421	10	9,634,178	7	6,765,240	7	1,136	6	151.7	27	100.1	13	0.98	18
蒲郡市	Ⅱ-2	80,531	22	56.92	16	1,415	26	30,615,349	18	13,794,970	21	5,543,492	25	995,914	24	28,255,695	18	5,310,623	16	3,475,345	18	643	19	125.2	35	102.1	2	0.88	28
犬山市	Ⅱ-2	74,175	23	74.90	13	990	32	25,711,005	27	11,768,438	28	5,261,886	29	1,067,056	22	24,351,478	27	3,876,938	24	2,735,755	24	487	24	152.3	26	101.5	5	0.91	24
常滑市	Ⅱ-2	59,037	32	55.89	17	1,056	30	24,116,630	29	12,350,950	26	3,999,647	33	752,893	26	23,140,360	29	3,178,966	34	2,202,852	33	432	28	136.7	31	97.3	32	0.97	20
江南市	Ⅲ-2	100,639	15	30.20	27	3,332	9	29,910,822	20	12,734,909	23	6,276,748	21	601,292	29	27,894,505	20	4,640,852	20	3,173,162	20	601	20	167.5	14	100.1	13	0.81	33
小牧市	Ⅳ-2	152,971	9	62.81	15	2,435	19	58,447,235	9	33,115,724	8	14,547,889	8	4,951,510	6	56,036,123	9	7,313,527	10	5,279,779	10	904	9	169.2	13	100.6	11	1.23	7
稲沢市	Ⅲ-2	137,069	11	79.35	12	1,727	24	49,831,146	11	21,819,455	13	9,577,790	13	1,560,655	17	47,046,149	11	7,011,092	12	4,888,415	12	873	11	157.0	22	100.2	12	0.90	26
新城市	Ⅰ-0	46,761	36	499.23	2	94	37	26,102,463	25	7,241,744	36	2,851,367	37	545,900	34	25,154,265	25	4,980,860	18	3,432,323	19	644	18	72.6	37	98.3	29	0.57	37
東海市	Ⅲ-2	114,955	14	43.43	22	2,647	15	47,058,125	12	28,734,949	11	10,001,507	12	2,371,635	12	43,788,822	12	7,215,041	11	4,980,957	11	879	10	130.8	33	102.0	4	1.28	5
大府市	Ⅱ-2	92,356	16	33.66	25	2,744	13	33,131,101	15	18,820,007	14	9,093,678	14	2,360,807	13	31,334,947	15	4,920,792	19	3,558,352	17	661	15	139.7	30	96.6	34	1.18	8
知多市	Ⅱ-2	85,380	20	45.90	21	1,860	23	27,697,673	22	15,105,507	20	5,675,416	24	566,437	32	26,614,993	22	5,598,481	15	3,718,725	15	670	13	127.4	34	101.3	8	0.97	21
知立市	Ⅱ-2	72,459	25	16.31	35	4,443	3	23,018,033	30	12,733,712	24	6,455,518	20	1,138,421	20	22,193,097	30	3,661,378	27	2,382,009	29	446	26	162.5	16	100.1	13	1.00	14
尾張旭市	Ⅱ-3	83,504	21	21.03	32	3,971	5	25,941,052	26	12,459,850	25	6,083,400	23	598,746	31	25,355,286	24	4,466,074	21	2,982,346	21	562	21	148.6	28	102.1	2	0.93	22
高浜市	Ⅰ-2	48,579	34	13.11	36	3,705	6	17,883,002	35	9,206,922	32	4,034,300	32	903,417	25	16,993,991	35	1,738,154	37	1,166,278	37	197	37	246.6	1	97.6	31	1.05	12
岩倉市	Ⅰ-2	48,058	35	10.47	37	4,590	2	15,802,121	37	6,881,403	37	3,250,407	35	323,506	36	14,777,067	37	2,805,105	35	1,897,057	35	355	35	135.4	32	101.4	7	0.82	32
豊明市	Ⅱ-2	68,828	27	23.22	30	2,964	12	22,593,649	31	10,746,011	31	5,135,937	30	599,374	30	21,198,144	32	3,202,013	33	2,140,505	34	386	33	178.3	8	98.7	25	0.91	25
日進市	Ⅱ-3	90,772	17	34.91	24	2,600	16	25,211,377	28	15,502,790	19	8,224,548	18	1,069,825	21	23,998,170	28	3,981,604	22	2,754,679	23	506	22	179.4	6	98.0	30	1.05	11
田原市	Ⅱ-0	62,452	30	191.12	5	327	36	31,274,077	16	17,679,236	17	8,916,169	16	5,031,006	5	29,021,556	17	5,910,354	13	4,021,034	14	652	16	95.8	36	100.1	13	1.06	10
愛西市	Ⅱ-1	63,247	28	66.70	14	948	33	22,175,853	32	7,706,682	35	3,618,617	34	315,004	37	21,478,429	31	3,519,622	29	2,407,752	28	435	27	158.8	18	93.3	37	0.63	36
清須市	Ⅱ-2	69,064	26	17.35	34	3,981	4	26,599,009	24	12,336,254	27	5,407,228	27	1,261,426	19	25,385,021	23	3,413,559	32	2,299,994	31	420	30	158.1	19	97.2	33	0.89	27
北名古屋市	Ⅱ-2	86,142	19	18.37	33	4,689	1	28,736,071	21	13,653,588	22	6,261,774	22	1,024,946	23	27,786,137	21	3,949,517	23	2,760,621	22	485	25	157.9	20	99.4	22	0.92	23
弥富市	Ⅰ-2	44,449	37	49.00	19	907	34	16,824,297	36	8,352,956	34	3,087,394	36	483,438	35	16,148,466	36	2,506,780	36	1,719,375	36	324	36	157.5	21	98.7	25	0.99	16
みよし市	Ⅱ-2	61,272	31	32.19	26	1,903	22	27,366,211	23	16,614,722	18	9,009,723	15	4,038,822	8	24,460,096	26	3,418,074	31	2,318,931	30	378	34	156.2	23	99.7	20	1.47	2
あま市	Ⅱ-2	88,913	18	27.49	28	3,234	10	31,074,441	17	10,993,209	30	5,424,617	26	629,246	28	30,152,479	16	3,712,351	25	2,555,444	26	494	23	155.3	24	95.3	35	0.75	35
長久手市	Ⅱ-3	58,452	33	21.55	31	2,712	14	19,375,095	34	11,437,056	29	5,315,827	28	559,006	33	18,713,385	34	3,571,758	28	2,259,537	32	423	29	154.8	25	98.5	27	1.09	9
37市平均		131,452						47,064,728		24,448,276		11,314,946		2,815,999		44,679,508		7,006,536		4,798,548		827		158.5		99.4		1.00	

愛知県各市財政比較一覧表（財政健全化指標）

資料 4

(単位:%)

市名	実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	連結実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	実質公債費比率	将来負担比率	(左が負数の場合の実数)
豊橋市	-	△ 3.90	-	△ 24.63	3.8	49.9	
岡崎市	-	△ 6.00	-	△ 33.75	△ 1.2	-	△ 33.5
一宮市	-	△ 3.62	-	△ 24.88	3.4	46.1	
瀬戸市	-	△ 6.26	-	△ 24.12	0.7	-	△ 4.1
半田市	-	△ 6.11	-	△ 34.42	1.1	-	△ 58.3
春日井市	-	△ 3.09	-	△ 28.38	4.2	33.2	
豊川市	-	△ 7.40	-	△ 29.90	△ 1.1	-	△ 75.2
津島市	-	△ 7.79	-	△ 24.30	5.0	31.3	
碧南市	-	△ 9.87	-	△ 30.87	1.9	-	△ 17.3
刈谷市	-	△ 11.55	-	△ 35.57	△ 3.0	-	△ 92.8
豊田市	-	△ 5.54	-	△ 21.81	3.1	-	△ 85.0
安城市	-	△ 8.97	-	△ 25.98	0.5	-	△ 72.1
西尾市	-	△ 7.27	-	△ 21.42	2.4	-	△ 5.1
蒲郡市	-	△ 11.41	-	△ 131.44	△ 0.2	-	△ 29.0
犬山市	-	△ 7.11	-	△ 19.65	5.0	3.3	
常滑市	-	△ 6.96	-	△ 69.20	12.4	121.7	
江南市	-	△ 5.02	-	△ 13.37	4.2	27.4	
小牧市	-	△ 5.19	-	△ 75.00	△ 0.5	-	△ 51.4
稲沢市	-	△ 8.84	-	△ 28.16	3.3	0.3	
新城市	-	△ 5.93	-	△ 30.47	5.6	45.8	
東海市	-	△ 6.24	-	△ 9.08	0.0	23.9	
大府市	-	△ 5.66	-	△ 18.89	△ 2.5	-	△ 29.8
知多市	-	△ 6.29	-	△ 17.56	△ 0.8	21.0	
知立市	-	△ 6.15	-	△ 23.67	3.0	-	△ 10.9
尾張旭市	-	△ 3.79	-	△ 16.17	3.2	0.4	
高浜市	-	△ 8.80	-	△ 24.07	△ 0.7	-	△ 14.5
岩倉市	-	△ 8.06	-	△ 23.66	3.5	27.0	
豊明市	-	△ 9.03	-	△ 10.96	0.3	-	△ 22.4
日進市	-	△ 6.53	-	△ 8.86	1.4	-	△ 24.8
田原市	-	△ 7.71	-	△ 16.83	4.2	-	△ 39.8
愛西市	-	△ 4.37	-	△ 14.34	4.1	-	△ 44.8
清須市	-	△ 4.76	-	△ 7.81	2.0	-	△ 18.1
北名古屋市	-	△ 5.53	-	△ 10.47	3.4	6.8	
弥富市	-	△ 4.41	-	△ 6.33	6.1	63.1	
みよし市	-	△ 15.59	-	△ 24.42	3.2	-	△ 156.7
あま市	-	△ 4.11	-	△ 13.25	7.0	12.6	
長久手市	-	△ 4.52	-	△ 7.90	△ 1.8	-	△ 15.7
団体数	0	37	0	37	37	16	21

用語について

【類似団体】

国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を示す。市は人口別に4区分、産業構造で2、3次産業が95%以上か未満か、かつ3次産業が65%以上か未満かの4区分の合計16区分に分けられている。

【ラスパイレス指数】

国家公務員との比較で地方公務員の給与水準を表す指数。自治体の一般行政職員の学歴別・経験年数別構成などが国と同一と仮定して、各自治体ごとの平均給与額を求め、国の平均給与額を100として指数化している。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数であり、必要とする一般財源の額（基準財政需要額）に対して徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）がどれだけあるかという指数。

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【実質公債費比率】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものを含める割合。

※ この率が18%以上で起債許可団体になり、公債費負担適正化計画の策定が必要となる。

25%以上で一部の起債が制限され、35%以上でさらに起債制限が厳しくなる。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準、財政再生基準等（平成19年度より法律施行）

	(参考) 地方債協議 ・許可制移行基準	早期健全化基準 (財政健全化団体)	財政再生基準 (財政再生団体)
実質赤字比率	道府県：2.5% 市町村：財政規模に応じ2.5～10%	道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率		道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	18%	25%	35%
将来負担比率		都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

1. 市長、副市長、教育長の職務（地方自治法抜粋）

市 長	副 市 長	教 育 長
<p>(長の統轄代表権)</p> <p>第147条 普通地方公共団体の長は、<u>当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。</u></p> <p>(事務の管理及び執行権)</p> <p>第148条 普通地方公共団体の長は、<u>当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</u></p> <p>(担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。 5 会計を監督すること。 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 8 証書及び公文書類を保管すること。 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。 <p>(職員の指揮監督)</p> <p>第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p>	<p>(長の職務の代理)</p> <p>第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。 この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p>(副知事及び副市町村長の職務)</p> <p>第167条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行する。 3 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（服務等）</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 教育長は、常勤とする。 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 <p>○みよし市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、<u>みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）の適用を受ける職員の例による。</u>ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</p>

2. 議会、議長、副議長及び議員の職務（地方自治法等抜粋）

議 会	議長及び副議長	議 員
<p>(議決事件)</p> <p>第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例を設け又は改廃すること。 2 予算を定めること。 3 決算を認定すること。 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 7 不動産を信託すること。 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起に係る同法第11条第1項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。 15 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項 	<p>(議長の議事整理権・議会代表権)</p> <p>第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。</p> <p>(議長の代理及び仮議長)</p> <p>第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。</p>	<p>議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、<u>住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成する任務を有する。</u></p> <p>《議員の義務》</p> <p>(第92条、92条の2、第109条、第129条、第134条・第135条関係、第137条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①会議に出席する義務 ②委員に就任する義務 ③規律を守る義務 ④懲罰に服する義務 ⑤兼職の禁止 ⑥兼業の禁止

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%[行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
 [俸給 344円 はね返し分(注) 43円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)
 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)
勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成31年4月1日(住居手当については令和2年4月1日)
- ・ ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

人事院勧告と給料の改定状況

資料 8

年度	民間給与との較差	公務員の給料の改定状況
10	0.76%	平均改定率 0.7%
11	0.28%	9級は抑制的な改定
12	0.12%	改定なし
13		改定なし
14	△2.03%	平均改定率 △2.0%
15	△1.07%	平均改定率 △1.1%
16		改定なし
17	△0.36%	平均改定率 △0.3%
18		給与構造改革 平均改定率 △4.8% 若手係員層引下げなし、中高年齢層△.07%
19	0.35%	
20		改定なし
21	△0.22%	平均改定率 △0.2% 若者層の引下げなし
22	△0.19%	平均改定率 △0.1% 中高年齢層に限定
23	△0.23%	平均改定率 △0.2% 中高年齢層に限定
24		改定なし 中高年齢層に限定
25		改定なし 中高年齢層に限定
26	0.30%	平均改定率 0.3% 若者層に重点をおいて改定
27	0.36%	平均改定率 0.4% 若者層に重点をおいて改定
28	0.17%	平均改定率 0.2% 若者層に重点をおいて改定
29	0.15%	平均改定率 0.2% 若者層に重点をおいて改定
29	0.16%	平均改定率 0.2%
元	0.09%	平均改定率 0.1% 初任給及び若者層の引上げ改定

人事院勧告とボーナスの改定状況

年度	民間のボーナス支給割合	公務員の改定後の支給割合	改定状況
20	4.51	4.50	0.50月分引上げ
21	4.17	4.10	△0.40月分引下げ
22	3.97	3.95	△0.15月分引下げ
23	3.99	3.95	民間は東北除く
24	3.94	3.95	据置き
25	3.95	3.95	据置き
26	4.12	4.10	0.15月分引上げ
27	4.21	4.20	0.1月分引上げ
28	4.32	4.30	0.1月分引上げ
29	4.42	4.40	0.1月分引上げ
30	4.46	4.45	0.05月分引上げ
元	4.51	4.50	0.05月分引上げ

9-1 愛知県下各市特別職給料一覧表(名古屋市は除く)

※市町村行財政のあらまし(平成30年4月1日現在)より

市名	住民基本台帳人口		市長		副市長		教育長		適用年月日	備考
	H31年1月1日		給料		給料		給料			
	人数(人)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位		
豊橋	377,303	4	1,091,000	3	915,000	3	710,000	20	H16.4.1	教:H18.4.1
岡崎	387,842	2	1,116,000	2	937,000	2	742,000	9	H29.4.1	
一宮	385,609	3	1,082,000	4	889,000	5	830,000	1	H27.4.1	
瀬戸	129,754	12	989,000	17	812,000	18	722,000	15	H30.4.1	
半田	119,897	13	1,058,000	9	871,000	9	772,000	5	H30.4.1	
春日井	312,007	5	1,072,000	6	894,000	4	779,000	4	H30.4.1	
豊川	186,454	7	1,069,000	8	874,000	8	768,000	6	H22.4.1	教:H28.4.1
津島	62,734	29	906,000	33	761,000	29	680,000	29	H27.4.1	教:H28.10.8
碧南	73,083	24	1,003,000	14	822,000	13	715,000	18	H28.4.29	
刈谷	151,778	10	1,011,000	12	828,000	12	711,000	19	H29.4.1	
豊田	425,755	1	1,129,000	1	951,000	1	763,000	7	H23.4.1	
安城	189,157	6	1,041,000	11	852,000	11	749,000	8	H30.4.1	
西尾	172,278	8	1,007,000	13	787,000	22	718,000	16	H24.4.1	
蒲郡	80,531	22	927,000	29	781,000	24	697,000	26	H22.4.1	教:H27.4.1
犬山	74,175	23	964,000	22	800,000	19	710,000	20	H25.4.1	
常滑	59,037	32	919,000	32	753,000	32	673,000	31	H31.4.1	
江南	100,639	15	961,000	23	816,000	15	727,000	13	H11.4.1	副、教:H24.4.1
小牧	152,971	9	1,075,000	5	883,000	6	739,000	10	H12.4.1	
稲沢	137,069	11	993,000	15	818,000	14	733,000	11	H28.4.1	
新城	46,761	36	833,000	36	775,000	25	680,000	29	H17.10.1	給料抑制あり 市長:H30.1.1
東海	114,955	14	1,070,000	7	879,000	7	830,000	1	H27.4.1	教:H27.5.30
大府	92,356	16	1,053,000	10	870,000	10	782,000	3	H30.4.1	
知多	85,380	20	965,000	21	787,000	22	724,000	14	H28.4.1	
知立	72,459	25	837,900	35	772,000	26	699,000	25	H30.4.1	給料抑制あり 市長:H31.4.1
尾張旭	83,504	21	983,000	19	788,000	21	707,000	23	H29.4.1	
高浜	48,579	34	720,800	37	674,100	37	577,800	37	H31.4.1	給料抑制あり
岩倉	48,058	35	989,000	17	816,000	15	716,000	17	H10.10.1	教:H24.4.1
豊明	68,828	27	935,750	24	723,600	35	703,000	24	H24.4.1	給料抑制あり 市長:R1.7.1
日進	90,772	17	992,000	16	815,000	17	731,000	12	H29.4.1	
田原	62,452	30	930,000	28	760,000	31	690,000	28	H16.4.1	教:H29.4.1
愛西	63,247	28	931,000	26	770,000	27	672,000	32	H29.4.1	
清須	69,064	26	920,000	31	750,000	34	670,000	35	H17.7.7	教:H27.4.1
北名古屋	86,142	19	977,000	20	800,000	19	710,000	20	H24.4.1	
弥富	44,449	37	931,000	26	770,000	27	672,000	32	H28.10.1	
みよし	61,272	31	923,000	30	761,000	29	691,000	27	H24.4.1	
あま	88,913	18	932,000	25	751,000	33	671,000	34	H28.4.1	教:H30.4.1
長久手	58,452	33	880,000	34	717,000	36	652,000	36	H24.4.1	教:H23.4.1
37市平均	131,452		978,823		811,424		716,643			

9-2 愛知県下各市議員報酬額一覧表(名古屋市は除く)

※市町村行財政のあらまし(平成30年4月1日現在)より

資料 9

市名	住民基本台帳人口		議長		副議長		議員		定数	適用年月日	備考
	H31年1月1日		報酬		報酬		報酬				
	人数(人)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位			
豊橋	377,303	4	716,000	3	651,000	3	585,000	3	36	H27.4.1	
岡崎	387,842	2	736,000	2	668,000	2	614,000	2	37	H29.4.1	
一宮	385,609	3	639,000	5	587,000	4	545,000	4	40	H27.5.1	
瀬戸	129,754	12	549,000	12	481,000	19	451,000	17	26	H30.4.1	
半田	119,897	13	545,000	14	495,000	14	460,000	13	22	H30.4.1	
春日井	312,007	5	646,000	4	584,000	5	536,000	5	32	H30.4.1	
豊川	186,454	7	562,000	9	512,000	9	479,000	10	30	H22.4.1	
津島	62,734	29	481,000	36	441,000	29	417,000	25	20	H25.4.1	
碧南	73,083	24	543,000	16	503,000	12	448,000	19	20	H15.4.1	
刈谷	151,778	10	590,000	7	548,000	6	487,000	7	28	H29.4.1	
豊田	425,755	1	753,000	1	687,000	1	637,000	1	45	H21.12.1	議員:H29.4.1
安城	189,157	6	576,000	8	533,000	8	480,000	9	28	H30.4.1	
西尾	172,278	8	551,000	11	511,000	10	455,000	16	30	H24.4.1	
蒲郡	80,531	22	532,000	18	489,000	16	457,000	15	20	H22.4.1	
犬山	74,175	23	527,000	20	487,000	17	472,000	11	20	H25.4.1	
常滑	59,037	32	489,000	33	429,000	31	392,000	32	18	H31.4.1	
江南	100,639	15	532,000	18	485,000	18	450,000	18	22	H24.4.1	議員:H30.4.1
小牧	152,971	9	596,000	6	534,000	7	504,000	6	25	H26.4.1	
稲沢	137,069	11	554,000	10	504,000	11	483,000	8	26	H28.4.1	
新城	46,761	36	489,000	33	409,000	36	372,000	35	18	H17.10.1	
東海	114,955	14	547,000	13	498,000	13	465,000	12	22	H27.4.1	
大府	92,356	16	545,000	14	492,000	15	458,000	14	19	H30.4.1	
知多	85,380	20	527,000	20	477,000	20	445,000	20	20	H28.4.1	
知立	72,459	25	496,000	31	426,000	32	405,000	26	20	H24.4.1	
尾張旭	83,504	21	533,000	17	463,000	23	425,000	24	21	H27.4.1	議長:H29.4.1
高浜	48,579	34	450,000	37	387,000	37	361,000	37	16	H7.1.1	
岩倉	48,058	35	512,000	26	462,000	24	431,000	21	15	H10.10.1	
豊明	68,828	27	499,000	29	445,000	28	405,000	26	20	H24.4.1	
日進	90,772	17	523,000	23	464,000	22	430,000	23	20	H29.4.1	
田原	62,452	30	500,000	27	430,000	30	390,000	33	18	H31.4.1	議長:H29.4.1
愛西	63,247	28	500,000	27	450,000	26	400,000	30	20	H17.4.1	
清須	69,064	26	515,000	25	425,000	33	405,000	26	22	H18.5.1	
北名古屋	86,142	19	525,000	22	470,000	21	431,000	21	21	H24.4.1	
弥富	44,449	37	498,000	30	446,000	27	398,000	31	16	H28.10.1	副議長:H25.4.1
みよし	61,272	31	496,000	31	425,000	33	375,000	34	20	H27.4.1	議長:H25.4.1
あま	88,913	18	516,000	24	451,000	25	405,000	26	24	H28.4.1	
長久手	58,452	33	488,000	35	423,000	35	362,000	36	18	H24.4.1	
37市平均	131,452		548,000		491,135		451,757		24		

10 愛知県下各市特別職の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市は除く)

※愛知県市長会主催の「平成30年給与実態調査資料交換会」の交換資料より

市名	市長			副市長			教育長		
	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位
豊橋	2	18,741	7	2	15,718	7	2	12,196	24
岡崎	11	20,690	2	11	17,372	2	11	13,756	7
一宮	6	19,280	5	6	15,841	5	6	14,790	2
瀬戸	6	17,623	15	6	14,469	17	6	12,865	15
半田	0	17,835	12	0	14,683	12	0	13,014	13
春日井	0	18,071	9	0	15,071	9	0	13,132	12
豊川	0	18,021	11	0	14,733	11	0	12,947	14
津島	0	15,142	34	0	12,718	32	0	10,812	35
碧南	6	16,288	26	6	14,647	14	6	12,740	17
刈谷	16	19,634	3	16	16,080	3	16	13,808	6
豊田	16	21,926	1	16	18,469	1	16	14,818	1
安城	12	19,550	4	12	16,000	4	12	14,066	4
西尾	10	18,589	8	10	14,528	15	10	13,254	9
蒲郡	0	15,627	30	0	13,166	28	0	11,750	28
犬山	6	17,177	17	6	14,255	18	6	12,651	18
常滑	0	15,492	33	0	12,694	33	0	11,345	31
江南	0	16,200	27	0	13,756	22	0	12,255	23
小牧	6	19,155	6	6	15,734	6	6	13,168	11
稲沢	0	16,739	20	0	13,789	21	0	12,357	20
新城	0	14,042	36	0	13,065	29	0	11,463	30
東海	0	18,038	10	0	14,818	10	0	13,992	5
大府	0	17,751	14	0	14,666	13	0	13,183	10
知多	10	17,813	13	10	14,528	15	10	13,365	8
知立	0	16,932	19	0	15,600	8	0	14,125	3
尾張旭	6	17,441	16	6	13,981	20	6	12,544	19
高浜	0	12,151	37	0	11,364	37	0	9,740	37
岩倉	0	16,672	22	0	13,756	22	0	12,070	25
豊明	0	15,571	31	0	12,041	35	0	11,698	29
日進	0	16,723	21	0	13,739	24	0	12,323	21
田原	6	16,571	24	6	13,542	25	6	12,295	22
愛西	0	15,694	28	0	12,980	30	0	11,328	32
清須	0	15,509	32	0	12,643	34	0	11,295	34
北名古屋	0	16,470	25	0	13,486	26	0	11,969	26
弥富	0	15,694	28	0	12,980	30	0	11,328	32
みよし	10	17,038	18	10	14,048	19	10	12,756	16
あま	6	16,607	23	6	13,382	27	6	11,956	27
長久手	0	14,324	35	0	11,671	36	0	10,613	36
37市平均		17,103			14,217			12,534	

11 愛知県下各市議員の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市は除く) 資料 10

※愛知県市長会主催の「平成30年給与実態調査資料交換会」の交換資料より

市名	議長			副議長			議員		
	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	年間支給額 (千円)	順位
豊橋	—	12,070	3	—	10,974	3	—	9,862	3
岡崎	—	12,407	2	—	11,261	2	—	10,351	2
一宮	—	10,772	5	—	9,895	4	—	9,187	4
瀬戸	—	9,255	12	—	8,108	19	—	7,603	17
半田	—	9,187	14	—	8,344	14	—	7,754	13
春日井	—	10,890	4	—	9,845	5	—	9,036	5
豊川	—	9,474	9	—	8,631	9	—	8,075	10
津島	—	8,039	35	—	6,627	36	—	6,969	25
碧南	—	9,154	16	—	8,479	12	—	7,552	19
刈谷	—	9,946	7	—	9,238	6	—	8,210	7
豊田	—	12,694	1	—	11,581	1	—	10,738	1
安城	—	9,710	8	—	8,985	8	—	8,092	9
西尾	—	9,288	11	—	8,614	10	—	7,670	16
蒲郡	—	8,968	17	—	8,243	16	—	7,704	15
犬山	—	8,884	20	—	8,210	17	—	7,957	11
常滑	—	8,243	33	—	7,232	28	—	6,608	30
江南	—	8,968	17	—	8,176	18	—	7,586	18
小牧	—	10,047	6	—	9,002	7	—	8,496	6
稲沢	—	9,339	10	—	8,496	11	—	8,142	8
新城	—	8,208	34	—	6,865	35	—	6,244	35
東海	—	9,221	13	—	8,395	13	—	7,839	12
大府	—	9,187	14	—	8,294	15	—	7,721	14
知多	—	8,884	20	—	8,041	20	—	7,502	20
知立	—	8,361	28	—	7,181	31	—	6,827	26
尾張旭	—	8,946	19	—	7,771	24	—	7,134	24
高浜	—	7,586	37	—	6,524	37	—	6,086	36
岩倉	—	8,631	25	—	7,788	23	—	7,266	21
豊明	—	8,303	30	—	7,405	26	—	6,739	28
日進	—	8,816	23	—	7,822	22	—	7,249	23
田原	—	8,429	26	—	7,249	27	—	6,574	31
愛西	—	8,283	31	—	7,209	30	—	6,408	33
清須	—	8,682	24	—	7,164	32	—	6,827	26
北名古屋	—	8,850	22	—	7,923	21	—	7,266	21
弥富	—	8,395	27	—	7,518	25	—	6,709	29
みよし	—	8,325	29	—	7,134	33	—	6,294	34
あま	—	8,266	32	—	7,225	29	—	6,488	32
長久手	—	7,979	36	—	6,916	34	—	5,919	37
37市平均		9,208			8,226			7,586	

議会の活動状況

◎会議開催数

年次	本会議						全員協議会	議会運営委員会	左記の 総審議日数
	総数		左の内訳						
			定例会		臨時会				
平成23年	6回	22日	4回	20日	2回	2日	7日	17日	46日
平成24年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	10日	16日	47日
平成25年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	7日	11日	39日
平成26年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	7日	15日	43日
平成27年	7回	23日	4回	20日	3回	3日	7日	9日	39日
平成28年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	5日	7日	33日
平成29年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	7日	8日	36日
平成30年	5回	21日	4回	20日	1回	1日	7日	9日	37日

◎委員会開催数

年次	本会議					特別委員会	左記の 総審議日数	
	総数		左の内訳					
			総務協働	生活経済	文教厚生			経済建設
平成23年	16日	6日	5日	5日		22日	38日	
平成24年1月～3月	3日	1日	1日	1日		20日	47日	
平成24年4月～12月	24日	9日		10日	5日			
平成25年	21日	5日		5日	11日	26日	47日	
平成26年	17日	6日		6日	5日	24日	41日	
平成27年	15日	7日		4日	4日	20日	35日	
平成28年	15日	5日		5日	5日	17日	32日	
平成29年	14日	5日		5日	4日	19日	33日	
平成30年	14日	5日		5日	4日	20日	34日	

◎代表質問・一般質問延べ人数

年次	代表質問	一般質問	計
平成23年	8人	35人	43人
平成24年	8人	42人	50人
平成25年	8人	40人	48人
平成26年	8人	43人	51人
平成27年	9人	49人	58人
平成28年	9人	47人	56人
平成29年	8人	44人	52人
平成30年	10人	48人	58人

※みよし市議会年報参照

◎組合議会（一部事務組合）

令和元年11月11日現在

議会名称	議員数(みよし市)	会議の回数	報酬額
尾三消防組合議会	15人(3人)	定例会3回・臨時会	45,000円/年額
尾三衛生組合議会	12人(4人)	定例会2回・臨時会	45,000円/年額
愛知中部水道企業団議会	15人(3人)	定例会3回・臨時会	議長55,000円・副議長50,000円・議会運営委員長47,000円・議員45,000円/年額
愛知県後期高齢者医療広域連合議会	34人(1人)	定例会2回・臨時会	議長15,000円・副議長13,000円・議員10,000円/日額 費用弁償(交通費)実費支給有り

◎行政調査（令和元年度実績）

委員会名	期間	調査先	調査事項
議会運営委員会 (7名)	7月4日	岐阜県可児市	議会活動の活性化、政策形成サイクルについて
	11月18日	三重県四日市市	・議会運営の充実について ・議会アンケート調査について ・市民との意見交換について ・予算決算審査の進め方について ・「定数・報酬・委員会の在り方」調査研究について
総務協働委員会 (7名)	7月11日～12日	千葉県勝浦市	市民と行政をつなぐアプリの活用について
		千葉県千葉市	市民と行政をつなぐアプリの活用について
文教厚生委員会 (7名)	7月10日～11日	栃木県高根沢町	特別支援教育について
		神奈川県横浜市立市ヶ尾中学校	特別支援教育について
経済建設委員会 (6名)	7月18日～19日	岡山県倉敷市	災害の現状と課題について
		鳥取県米子市	エネルギー地産地消・資金循環構築事業について
議会広報広聴特別委員会 (6名)	7月30日～31日	京都府舞鶴市	親しみやすい広報について
		京都府亀岡市	親しみやすい広報について
議会改革推進特別委員会 (7名)	7月25日～26日	広島県三次市	議会改革の推進について
		広島県呉市	議会改革の推進について

※行政調査費(予算/1人当たり)

議会運営委員会	75,000円
常任委員会	75,000円
特別委員会	75,000円

近隣市町の議会委員会等行政調査費の状況

資料 12

(令和元年度 単位:円)

	常任委員会		特別委員会		議会運営委員会	
	1人当たり旅費	日数	1人当たり旅費	日数	1人当たり旅費	日数
みよし市	75,000	1泊2日 (3日以内)	75,000	1泊2日	75,000	1泊2日 (3日以内)
豊田市	90,000	2泊3日	90,000	2泊3日	75,000	1泊2日
豊明市	90,000	2泊3日	—————		60,000	1泊2日
日進市	60,000	1泊2日	—————		60,000	1泊2日
刈谷市	80,000	2泊3日	—————		90,000	2泊3日
知立市	70,000	1泊2日	60,000	1泊2日	—————	
長久手市	20,000	1泊2日	20,000	1泊2日	20,000	1泊2日
東郷町	17,500	1泊2日	17,500	1泊2日	17,500	1泊2日

※長久手市と東郷町については、委員会毎に旅費の定めはなく、日当と宿泊料のみが決まっている。1泊2日に換算すると、上記表の金額となる。

長久手市 20,000円内訳: 1日2,600円×2日+宿泊料14,800円
交通費242,600円(1委員会)

東郷町 17,500円内訳: 1日2,200円×2日+宿泊料13,100円
交通費バス運転手旅費10,000円

※その他6市 一人当たりの上限金額

○みよし市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

平成13年3月26日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、みよし市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議長に結成を届け出た会派又は会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）に対し交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費の額は、会派にあつては年額18万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とし、会派に所属しない議員にあつては年額18万円とする。

2 前項の会派の所属議員の数は、次条の規定による申請時における各会派の所属議員数による。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、要望・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 会派等は、政務活動費を別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(使途制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、会派等は次に掲げる経費に政務活動費を使用してはならない。

- (1) 慶弔費、見舞金等の交際のための経費
- (2) 会派等及び政党の機関紙印刷のための経費
- (3) 党費その他政党活動のための経費
- (4) 備品を購入するための経費
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、政務活動費の使途にふさわしくないものとして議長が定める経費

別表（第8条関係）

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派等が行う研修会、講演会の実施に必要な経費及び他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
要望・陳情活動費	会派等が行う要望・陳情活動を行うために必要な経費（印刷製本費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派等における各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、印刷製本費、茶菓子代等）
資料作成費	会派等が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派等が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
事務費	会派等が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、通信運搬費等）

備考（ ）内は使途の例示である。


令和元年度 県内市議会政務活動費（年額：上限規定額）

0円	愛西市、弥富市、あま市
108,000円	常滑市
120,000円	長久手市
150,000円	瀬戸市、半田市、津島市、犬山市、江南市、新城市、尾張旭市、豊明市、日進市
180,000円	西尾市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、清須市、みよし市
198,000円	碧南市、知多市
216,000円	東海市
225,000円	刈谷市
240,000円	稲沢市、田原市
276,000円	豊川市
290,000円	蒲郡市
300,000円	小牧市
360,000円	春日井市、安城市、北名古屋市
600,000円	岡崎市、一宮市、豊田市
1,080,000円	豊橋市

みよし市議会における最近のうごき


《平成29年度》

○平成28年度に引き続き、「市議会行政調査報告会」を実施。
平成29年度は、サンライズへ出向き、行政調査の内容（常任委員会ごとの調査活動の報告）や活動状況を市民へ積極的に発信。

<p>開催日時 開催場所</p>	<p>【総務協働委員会】 平成29年10月21日（土）午後3時から午後4時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて 【文教厚生委員会】 平成29年10月28日（土）午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて 【経済建設委員会】 平成29年10月29日（日）午後3時から午後4時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて</p>
<p>報告内容</p>	<p>【総務協働委員会】 ・ファシリティマネジメントについて（岡山県倉敷市） ・企業立地について（岡山県浅口市） 【文教厚生委員会】 ・黒磯駅前周辺地区を拠点としたまちづくりの取り組みについて（栃木県那須塩原市） ・オガールプロジェクトについて（岩手県紫波町） 【経済建設委員会】 ・健康寿命の延伸について（長野県佐久市） ・健康寿命の延伸、産前産後の支援ケアについて（長野県中野市）</p>
<p>開催の様子</p>	

《平成30年度》

○平成29年度に引き続き、「市議会行政調査報告会」を実施。
平成30年度も、サンライズへ出向き、行政調査の内容（常任委員会ごとの調査活動の報告）や活動状況を市民へ積極的に発信。

<p>開催日時 開催場所</p>	<p>【総務協働委員会】 平成30年10月13日（土）午後3時から午後4時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて 【文教厚生委員会】 平成30年10月28日（日）午前10時から午前11時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて 【経済建設委員会】 平成30年10月28日（日）午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ（サンライズ）3F 講座室兼音楽室にて</p>
<p>報告内容</p>	<p>【総務協働委員会】 ・市民協働のまちづくりについて（埼玉県志木市、千葉県習志野市） 【文教厚生委員会】 ・公民連携の福祉施設の設置について（石川県白山市） ・福祉行政の取り組みについて（石川県小松市） 【経済建設委員会】 ・企業誘致について（山形県米沢市、山形県鶴岡市）</p>
<p>開催の様子</p>	

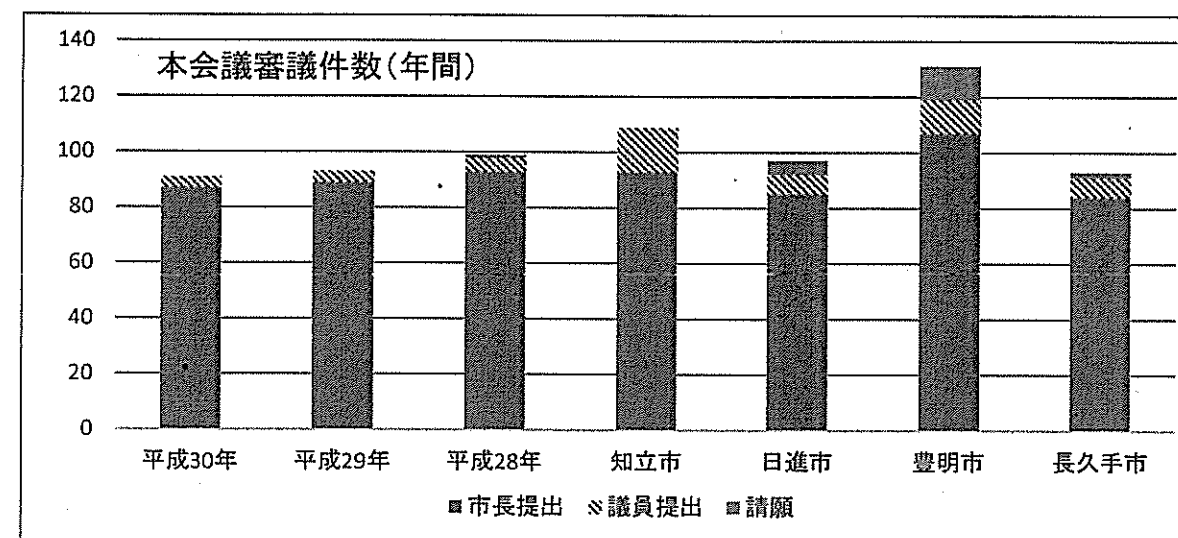
議会の活動状況

1 本会議(定例会・臨時会)議案等件数

区分		(件)		
		平成30年	平成29年	平成28年
市長提出	条例	36	24	50
	予算	28	26	24
	決算	8	8	8
	その他	15	31	11
	計	87	89	93
議員提出	条例	1	1	2
	規則等	0	0	0
	意見書	3	1	1
	決議	0	0	0
	その他	0	2	2
計	4	4	5	
請願	請願	0	0	1
合計		91	93	99

(件)			
知立市	日進市	豊明市	長久手市
41	26	50	24
26	33	32	26
7	9	10	9
19	17	15	25
93	85	107	84
3	3	3	2
0	0	0	0
7	4	5	3
1	0	2	0
5	0	2	2
16	7	12	7
0	5	12	2
109	97	131	93

近隣市は平成30年(度)の状況



《令和元年度》

○平成30年度に引き続き、「市議会行政調査報告会」を実施。

令和元年度も、サンライブへ出向き、行政調査の内容(常任委員会ごとの調査活動の報告)や活動状況を市民へ積極的に発信。

開催日時 開催場所	<p>【総務協働委員会】 令和元年10月26日(土)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p> <p>【文教厚生委員会】 令和元年10月27日(日)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p> <p>【経済建設委員会】 令和元年10月20日(日)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p>
報告内容	<p>【総務協働委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と行政をつなぐアプリの活用について(千葉県勝浦市、千葉県千葉市) <p>【文教厚生委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育について(栃木県高根沢町、神奈川県横浜市立市ヶ尾中学校) <p>【経済建設委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の現状と課題について(岡山県倉敷市) エネルギー地産地消・資金循環構築事業について(鳥取県米子市)
開催の様子	

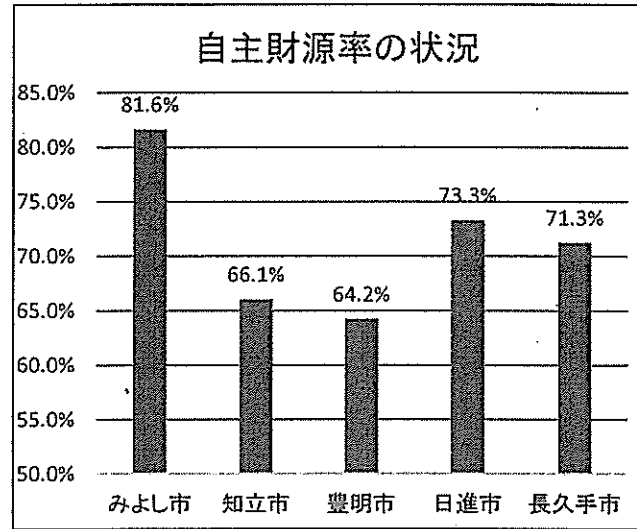
2 議会委員会の開催状況

委員会名		開催日数		
		平成30年	平成29年	平成28年
議会運営委員会		9	8	7
常任委員会	総務協働委員会	7	5	5
	文教厚生委員会	7	5	5
	経済建設委員会	6	4	5
特別委員会	議会広報広聴特別委員会	19	19	16
	地域交通対策特別委員会	1	0	-
	議会改革推進特別委員会	-	-	1

※平成28年の名称は議会広報公聴特別委員会

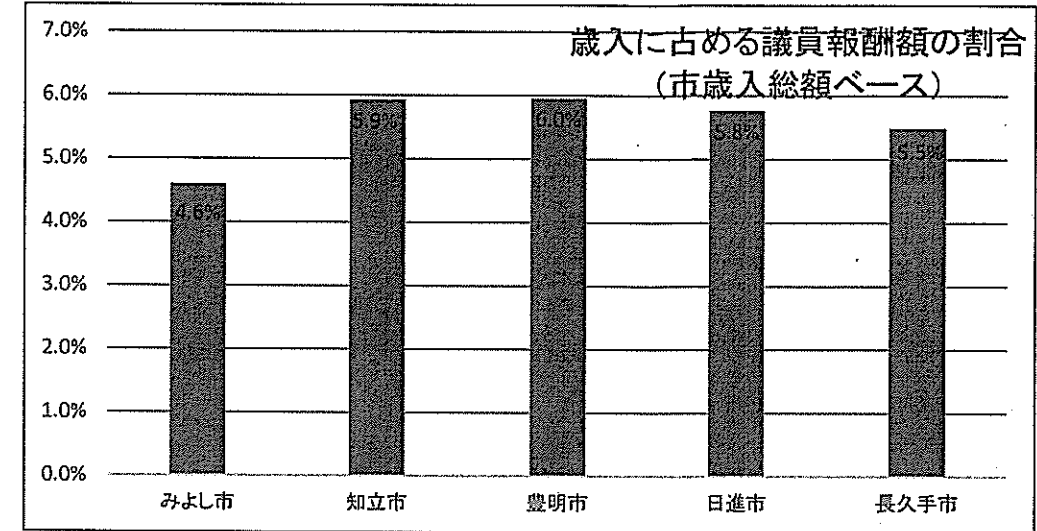
区分	財政の状況		
	歳入総額 (普通会計) (百万円)	歳入のうち 自主財源 (百万円)	自主財源率
	ア	イ	イ/ア
みよし市	27,366	22,344	81.6%
知立市	23,018	15,205	66.1%
豊明市	22,594	14,513	64.2%
日進市	25,125	18,418	73.3%
長久手市	19,375	13,805	71.3%

議員数	住民基本 台帳人口 H31.1.1	議員1人 当たり報 酬月額 (千円)	議員1人 当たりの 年額推算 (千円)	議員総額 推計 (千円)	市民一人 あたりの議 員費用 (円)
a	b		c	d=a*c	e=d/b
20	61,272	375	6,294	125,880	2,054
20	72,459	405	6,827	136,540	1,884
20	68,817	405	6,739	134,780	1,959
20	90,772	430	7,249	144,980	1,597
18	58,452	362	5,919	106,542	1,823



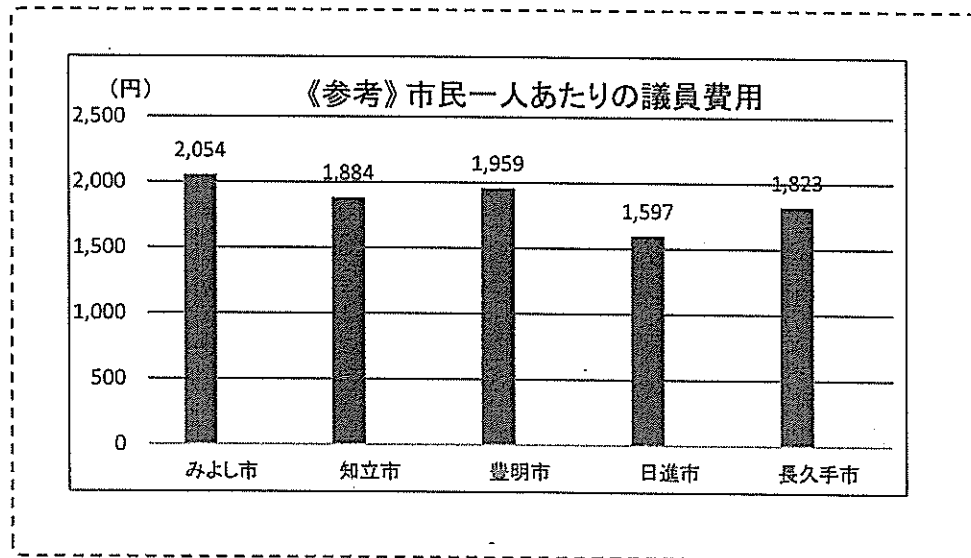
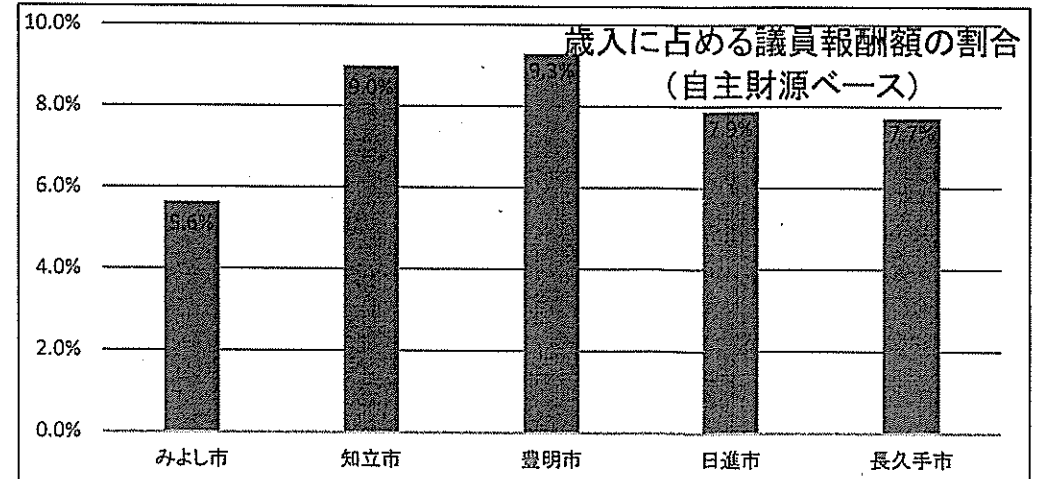
1 市歳入総額に占める議員報酬の年間総額の率

	議員総額/歳入総額 d/ア
みよし市	4.6%
知立市	5.9%
豊明市	6.0%
日進市	5.8%
長久手市	5.5%



2 自主財源率に占める議員報酬の年間総額の率

	議員総額/歳入総額 d/イ
みよし市	5.6%
知立市	9.0%
豊明市	9.3%
日進市	7.9%
長久手市	7.7%



平成 30 年 1 月 16 日

みよし市長 小野田 賢 治 様

みよし市特別職報酬等審議会

会 長 皆 川 正

みよし市特別職の報酬等の額について (答申)

平成 29 年 12 月 5 日付けで諮問のありました議会の議員並びに市長及び副市長の報酬等の額について、本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえつつ、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

答 申

1 審議会の結論

市長、副市長及び教育長並びに議会の議員（以下「特別職」という。）の報酬等の額について、本市がおかれている現在の社会情勢、近隣市との均衡等を考慮し、次のとおり市長、副市長及び教育長の給料額については据え置き、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額	増減額	増減率
市長	923,000 円	—	—	—
副市長	761,000 円	—	—	—
教育長	691,000 円	—	—	—
議長	496,000 円	501,000 円	5,000 円	1.01%
副議長	425,000 円	429,000 円	4,000 円	0.94%
常任委員長	387,000 円	391,000 円	4,000 円	1.03%
特別委員長	387,000 円	391,000 円	4,000 円	1.03%
議員	375,000 円	379,000 円	4,000 円	1.07%

また、報酬額の改定時期は、平成 30 年 4 月 1 日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、平成 29 年 12 月 5 日に貴職から、本市の特別職の報酬等の額及び改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする（情勢適応の原則）。
- (4) 人口規模や財政状況を勘案しつつ、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する（均衡の原則）。

の観点に立ち、平成 29 年 12 月 5 日と 12 月 26 日の計 2 回にわたり検討を行いました。

なお、審議会では、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模及び財政規模別の特別職の報酬額等の状況、近隣市町の議員定数、議会の活動状況、政務活動費及び議会委員会等行政調査費の状況などの各種資料を参考にしました。

3 結論に至った理由

特別職の報酬等の額の検討にあたっては、本市の平成 29 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口が 60,761 人であり、同規模の人口における他市を比較対象としました。

市長、副市長及び教育長の諸手当を含む給料等の支給総額は、ともに県下において中位の水準にあり、財政規模、人口規模等総合的に判断して、他市との均衡が保たれているとして、現行の額を据え置くことが適当であると判断しました。

次に議会については、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬総額は、ともに県下において下位の水準であり、前回改定時からの人事院勧告程度、一律に 1% 引き上げることが適当であると判断しました。

4 おわりに

今回の審議会においては、議会の議員の報酬額の検討の際、議員の活動内容やその職務についての質問や意見が多く出されました。特に、議員がどのような仕事をしているのか、その活動や果たしている役割がわかりにくいという意見が多数ありました。市民に見える化をしていただく中で活動をしていただき、もっと、何処どこに行き、どうみよし市に還元し、生かしていこうかというビジョンを出していただきたい。例えば、何か視察をしてきたなら、こんな風に活動に生かしますという市民にわかりやすい報告をしていただき、もっと市民に見えるような活動をして、市民に還元していただきたい。

現在、みよし市議会においては、市民の皆様によりわかりやすく身近な議会を目指そうと、みよし議会だより「きずな」の発行や市議会行政調査報告会を開催し、積極的に活動状況を市民に発信されているところではありますが、今後さらに市民に見えるような取組を進められることを期待します。

また、本市においては、近年、法人市民税も回復し、リーマンショック以前と同額程度の税収を確保できていますが、今後は、国の税制改正による法人市民税の大幅な減収が見込まれ、厳しい財政運営が続いていくものと予測される中、多様化する市民ニーズへの対応や新たな行政課題への適切な対応が求められています。

こうした状況の中で、本審議会においては、他市との比較や議会の活動状況を勘案し、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げる答申をいたしましたので、議会の議員には、市民の負託に応えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層のご活躍を願うものであります。